【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 東映株式会社

【英訳名】 TOEI COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多 田 憲 之

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座3丁目2番17号

【電話番号】 代表 東京 (3535) 4641

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座3丁目2番17号

【電話番号】 代表 東京(3535)4641

【事務連絡者氏名】 専務取締役総務部担当 田 中 誠 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額 1 株につき金4円 総額515,706,152円

口効力発生日

平成28年6月30日

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役として、岡田 剛、多田憲之、田中誠一、安田健二、村松秀信、與田尚志、手塚 治、白倉伸一郎、篠原智士、野本弘文、早河 洋、田中 聡、吉元 央、樋田謙治郎の14名を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、矢島 実を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、神村謙二を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

任期満了により取締役を退任される古玉國彦、鈴木武幸、椎名康夫、堀田耕二の各氏及び辞任により監査役を退任される樋口 保氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任するものであります。

第6号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

本総会終結の時をもって有効期間が満了となる買収防衛策を一部変更した上で継続するとともに、当社定款第13条の定めに基づき、買収防衛策に記載した条件に従った新株予約権無償割当てに関する事項の決定につき当社取締役会へ委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	96,818	12,384	0	(注) 1	可決 (88.7)
第2号議案 取締役14名選任の件					
岡 田 剛	98,767	10,438	0		可決 (90.4)
多田憲之	100,480	8,725	0		可決 (92.0)
田中誠一	101,545	7,660	0		可決 (93.0)
安田健二	101,546	7,659	0		可決 (93.0)
村 松 秀 信	101,549	7,656	0		可決 (93.0)
與 田 尚 志	101,549	7,656	0		可決 (93.0)
手 塚 治	101,549	7,656	0	(注) 2	可決 (93.0)
白 倉 伸一郎	101,548	7,657	0		可決 (93.0)
篠原智士	101,801	7,404	0		可決 (93.2)
野本弘文	98,546	10,659	0		可決 (90.2)
早 河 洋	91,444	17,761	0		可決 (83.7)
田 中 聡	101,692	7,513	0		可決 (93.1)
吉 元 央	101,800	7,405	0		可決 (93.2)
樋 田 謙治郎	101,801	7,404	0		可決 (93.2)
第3号議案 監査役1名選任の件				(:+\ 2	
矢 島 実	107,768	1,437	0	(注) 2	可決 (98.7)
第4号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注) 2	
神 村 謙 二	80,105	28,839	260	,	可決 (73.4)
第5号議案 退任取締役及び退任 監査役に対する退職 慰労会に当の件	83,545	25,660	0	(注) 1	可決 (76.5)
第6号議案 当社株券等の大規模 買付行為に関する対 応策(買収防衛策) 継続の件	78,822	30,123	260	(注) 1	可決 (72.2)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。